

総合評価方式説明書（地域実績評価型）

1 技術資料の提出及び内容

- (1) 提出する技術資料及びその内容は、次表のとおりとし、次表の「記載及び内容に関する留意事項」に定めがある場合を除き、提出する資料については公告日を基準とし、作成すること。
- (2) 技術資料やその記載内容を証明する資料は、入札公告の「12 技術資料」の提出期間内に、資格要件確認書類と併せて持参により提出すること。
- (3) 提出が必要な技術資料が提出期間内に提出されない場合には、入札を無効とする。
なお、提出する技術資料等は、当該入札に係る建設工事の名称、開札予定日時、提出者の商号又は名称及び技術資料が在中している旨を記載した封筒に封入して、封印の上、持参により提出すること。
- (4) （様式第1号）技術資料が未提出の場合は、入札を無効とする。また、その他の提出書類については、未提出、必要な記載事項が無い、不適切な記載、添付資料で記載内容が確認できない又は求めている資料の添付が無い場合は、当該項目及び関連項目は0点とする。
- (5) 当該業種とは、次表の「記載及び内容に関する留意事項」に定めがある場合を除き、入札公告の「8 入札参加条件（1）」の業種とする。
- (6) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された技術資料は、返却しないものとする。

（様式第1号）技術資料

※ 様式第1号が未提出の場合は、入札を無効とする。

記載及び内容に関する留意事項
必要事項を記載の上、□欄にチェックを入れて確認すること。 内容等について確認することがあるので、問合せ先も記載すること。

（様式第2号）企業の施工能力について①

過去15年間の同種工事の元請施工実績

※ 様式第2号が未提出の場合は、当該項目及び関連項目は0点とする。

記載及び内容に関する留意事項	添付資料
(7) 元請施工実績は、平成22年4月1日から入札をする日の前日までの間に完成し、引渡しが完了した工事の中から代表的なものを1件記載する。（一次下請けの施工実績を含む。） (4) 同種工事とは、次の工事をいう。 （種類） 広島県内の公共工事において、中大口径推進工事における、刃口式、泥水式、土圧式、泥濃式推進工法又は密閉型シールド工法のうち、管の呼び径800mm以上（密閉型シールドの場合は仕上り内径）かつ最大スパン長200m以上（密閉型シールドの場合は施工延長）の工事。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限る。 (9) 様式第5号配置予定技術者の能力について①（配置予定技術者の過去15	(1) 同種工事の内容が確認できるCORINSデータの写し。 (2) CORINSに登録されていない場合、又はCORINSデータの写しだけでは同種工事の内容が確認できない場合は、契約書等の写し及び同種工事の内容を確認できる資料。

年間の監理技術者又は現場代理人としての同種工事の元請施工経験の有無）に記載した工事と同一である必要はない。 (エ) 記載する工事は、可能な限りC O R I N Sに登録されている工事から選定すること。	共同企業体で施工した工事については、協定書の写し。 (3) 一次下請の施工実績は、元請業者との契約書の写し及び元請施工実績としてC O R I N Sの写し等、同種工事の内容が確認できる資料
---	---

(様式第3号) 企業の施工能力について②

広島県の平均工事成績点又は過去2年間の廿日市市の当該業種における工事成績評定点の平均点

※ 様式第3号が未提出の場合は、当該項目及び関連項目は0点とする。

記載及び内容に関する留意事項	添付書類
(ア) 広島県の平均工事成績点とは、令和7. 8年度の広島県建設工事等入札参加資格者名簿に掲載の当該業種における平均工事成績点をいう。 (イ) 過去2年間の廿日市市の当該業種における工事成績評定点の平均点とは、令和5年度から令和6年度までの間に完成・引渡しが完了した廿日市市建設工事成績評定要領（平成20年告示第128号）による評定の対象となる当該業種の全ての工事の工事成績評定点の平均点をいう。 <u>(注)</u> <u>(ア)と(イ)の両方で得点がある場合は、得点の高いものを評価する。</u>	不要

(様式第4号) 企業の施工能力について③

・過去2年間の広島県発注工事の当該業種において優良建設工事の表彰に該当又は廿日市市発注工事の当該業種において優良成績者表彰に該当

※ 様式第4号が未提出の場合は、当該項目及び関連項目は0点とする。

記載及び内容に関する留意事項	添付資料
・過去2年間の広島県発注工事の当該業種において優良建設工事の表彰に該当 広島県発注工事の当該業種において優良建設工事の表彰に該当とは、令和5年度（表彰対象工事の県への引き渡し期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日）又は令和6年度（表彰対象工事の県への引き渡し期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日）の優良建設工事等被表彰者一覧に記載されている者をいう。 ・過去2年間の廿日市市発注工事の当該業種において優良成績者表彰に該当 廿日市市発注工事の当該業種において優良成績者表彰に該当とは、令和6年度（対象工事完成期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日）又は令和7年度（対象工事完成期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日）の優良成績者表彰の対象となった者をいう。	不要

(様式第5号) 企業の施工能力について④

・建設キャリアアップシステムへの事業者登録の有無

※ 様式第5号が未提出の場合は、当該項目及び関連項目は0点とする。

記載及び内容に関する留意事項	添付資料
・評価資料提出時点において事業者登録が完了していること。	「建設キャリアアップシステムへの事業者登録」証明書の例 (1) 事業者登録完了のお知らせ（ハガキ）の写し (2) 事業者ログイン画面の写し (3) 事業者登録の完了メールの写し

(様式第6号)配置予定技術者の能力について①

- ・監理技術者の保有する専門資格等

※ 様式第6号が未提出の場合は、当該項目及び関連項目は0点とする。

記載及び内容に関する留意事項	添付資料
監理技術者の保有する専門資格配置予定技術者が技術士（上下水道部門）又は下水道技術検定（第2種技術検定）の資格を有している場合は、加点の対象とする。評価資料提出時点において事業者登録が完了していること。	技術士（上下水道部門）又は下水道技術検定（第2種技術検定）の資格を有する場合は、資格を確認できる書類の写しを添付すること。

(様式第7号)配置予定技術者の能力について②

- ・配置予定技術者の過去15年間の監理技術者又は現場代理人としての同種工事の元請施工経験の有無

※ 様式第7号が未提出の場合は、当該項目及び関連項目は0点とする。

記載及び内容に関する留意事項	添付資料
配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記載するものとする。なお、技術資料提出時までに配置技術者を特定できない場合は、3人までの候補者を記載することを認める。 <u>この場合の審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価するものとする。</u> 配置予定技術者は、当該業種の監理技術者の資格を有し、かつ監理技術者講習を修了した者とする。 また、所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることとする。 なお、恒常的な雇用関係とは、開札日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。	監理技術者資格者証の写し（表・裏両面の写しとし、申請者と同一の会社名が記載されていることを確認すること）及び監理技術者講習修了証の写し（表面のみ）。ただし、監理技術者資格者証の写しで監理技術者講習を修了したことが確認できる場合は、監理技術者講習修了証の写しの提出は不要とする。 建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者については、当該認定について確認できる資料の写し。 配置予定技術者の雇用確認の資料として、健康保険証の写し等。ただし、

	監理技術者資格者証で確認できる場合はこの限りではない。なお、被保険者証の写しを添付する場合は、被保険者等記号・番号等にマスキングを行うこと。
・配置予定技術者の過去15年間の監理技術者又は現場代理人としての同種工事の元請施工経験の有無 (7) 技術者の元請工事における施工経験は、平成22年4月1日から入札をする日の前日までの間に完成し、引渡しが完了した工事の中から代表的なものを1件記載する。(一次下請けの施工実績を含む。) (4) 同種工事とは、次の工事をいう。 (種類) 広島県内の公共工事において、中大口径推進工事における、刃口式、泥水式、土圧式、泥濃式推進工法又は密閉型シールド工法のうち、管の呼び径800mm以上(密閉型シールドの場合は仕上り内径)かつ最大スパン長200m以上(密閉型シールドの場合は施工延長)の工事。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限る。 (9) 工事の施工経験は、監理技術者又は現場代理人として従事したものに限る。 (10) 様式第2号企業の施工能力について①(過去15年間の同種工事の元請施工実績)に記載した工事と同一である必要はない。 (11) 記載する工事は、可能な限りCORINSに登録されている工事から選定すること。 <u>(注)</u> <u>評価を受けた技術者に交代が生じた場合の取扱いについては、2の(4)によるものとする。</u>	(1) 同種工事の内容が確認できるCORINSデータの写し。 (2) CORINSに登録されていない場合、又はCORINSデータの写しだけでは同種工事の内容が確認できない場合は、契約書等の写し及び同種工事の内容を確認できる資料。 共同企業体で施工した工事については、協定書の写し。 (3) 一次下請の施工実績は、元請業者との契約書の写し及び元請施工実績としてCORINSの写し等、同種工事の内容が確認できる資料

(様式第8号) 配置予定技術者の能力について③

・配置予定技術者が過去2年間の広島県の発注工事において当該業種における優秀な技術者の表彰に該当又は廿日市市発注工事の当該業種において優良成績者表彰対象工事かつ工事成績評定点85点以上の工事の監理技術者を担当

※ 様式第8号が未提出の場合は、当該項目及び関連項目は0点とする。

記載及び内容に関する留意事項	添付資料
・配置予定技術者が過去2年間の広島県の発注工事において当該業種における優秀な技術者の表彰に該当 広島県の発注工事において当該業種における優秀な技術者の表彰に該当とは、令和5年度(表彰対象工事の県への引き渡し期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日)又は令和6年度(表彰対象工事の県	不要

への引き渡し期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日）の優良建設工事等被表彰者一覧に記載されている者をいう。 ・配置予定技術者が過去2年間の廿日市市発注工事の当該業種において優良成績者表彰対象工事かつ工事成績評定点85点以上の工事の<u>監理技術者</u>を担当 廿日市市発注工事の当該業種において優良成績者表彰対象工事かつ工事成績評定点85点以上の工事の<u>監理技術者</u>を担当とは、令和6年度（対象工事完成期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日）又は令和7年度（対象工事完成期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日）の優良成績者表彰の対象となった工事のうち工事成績評定点85点以上の工事の<u>監理技術者</u>を担当した者をいう。 <u>(注)</u> <u>評価を受けた技術者に交代が生じた場合の取扱いについては、2の(4)によるものとする。</u>	
---	--

（様式第9号）地域の精通性について

- ・廿日市市内における主たる営業所又は委任を受けた営業所の有無（当該業種に係るもの）
- ・過去15年間の廿日市市内における同種工事の元請施工実績

※ 様式第9号が未提出の場合は、当該項目及び関連項目は0点とする。

記載及び内容に関する留意事項	添付資料
・廿日市市内における主たる営業所又は委任を受けた営業所の有無（当該業種に係るもの） (7) 廿日市市内における主たる営業所とは、当該業種に係る建設業許可を有し、開札日から遡って継続して1年以上建設業許可申請書、別表又は別紙二の「主たる営業所」欄に記載されている営業所が廿日市市内にある者をいう。 (4) 廿日市市内における委任を受けた営業所とは、当該業種に係る建設業許可を有し、開札日から遡って継続して3年以上入札及び契約履行等の委任を受けている営業所が廿日市市内にある者をいう。	不要
・過去15年間の廿日市市内における同種工事の元請施工実績 (7) 元請施工実績は、平成22年4月1日から入札をする日の前日までの間に完成し、引渡し完了した工事の中から代表的なものを1件記載する。（一次下請けの施工実績を含む。） (4) 同種工事とは、次の工事をいう。 （種類） 広島県内の公共工事において、中大口径推進工事における、刃口式、泥水式、土圧式、泥濃式推進工法又は密閉型シールド工法のうち、管の呼び径800mm以上（密閉型シールドの場合は仕上り内径）かつ最大スパン長200m以上（密閉型シールドの場合は施工延長）	(1) 同種工事の内容が確認できるCORINSデータの写し。 (2) CORINSに登録されていない場合、又はCORINSデータの写しだけでは同種工事の内容が確認できない場合は、契約書等の写し及び同種工事の内容を確認できる資料。 共同企業体で施工した工事については、協定書の写し。

の工事。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限る。 (ウ) 記載する工事は、可能な限りCORINSに登録されている工事から選定すること。	(3) 一次下請の施工実績は、元請業者との契約書の写し及び元請施工実績としてCORINSの写し等、同種工事の内容が確認できる資料
---	---

(様式第10号) 企業の地域貢献実績について①

廿日市市との災害協定の締結（公告日現在）

※ 様式第10号が未提出の場合は、当該項目及び関連項目は0点とする。

※ 廿日市市と災害協定を締結した団体等が発行する当該会員であることの証明書を提出する場合に、当該証明書の審査基準日及び証明日が公告日前で作成されているものは、当該項目及び関連項目を0点とする。

記載及び内容に関する留意事項	添付資料
・災害協定の締結がある者とは、次のいずれかをいう。 (ア) 廿日市市と災害時における応急措置等の協力に関する協定（以下「災害協定」という。）を締結した団体等の会員 (イ) 廿日市市と災害協定を締結した者	1 (ア)の場合 廿日市市と災害協定を締結した団体等の会員の場合は、廿日市市と災害協定を締結した団体等が発行する当該会員であることの証明書。 <u>(注)</u> <u>審査基準日は公告日とし、証明日は公告日以降のものとする。</u> 2 (イ)の場合 廿日市市と災害協定を締結した者は、災害協定書の写し及び直前に廿日市市に提出した災害協定第7条に規定する「災害時に協力できる人員並びに資機材（協定様式第3号）」の写し。

(様式第11号) 企業の地域貢献実績について②

過去5年間の道路維持又は道路除雪の実績（廿日市市内における国、広島県又は廿日市市の契約に係るもの）

※ 様式第11号が未提出の場合は、当該項目及び関連項目は0点とする。

記載及び内容に関する留意事項	添付資料
(ア) 道路維持又は道路除雪実績とは、廿日市市内における国、広島県又は廿日市市が発注した道路維持又は道路除雪の実績をいう。 (イ) 道路維持又は道路除雪実績は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの実績から代表的なものを1件記載する。	契約書等の写し

(様式第12号) 企業の地域貢献実績について③

廿日市市内企業の活用割合（一次下請総額に占める、廿日市市内企業への一次下請金額の割合）

※ 様式第12号が未提出の場合は、当該項目及び関連項目は0点とする。

※ 様式第12号・1枚目の「1 入札金額」の「うち指定資材調達予定額」は、様式第13号の「1 指定資材調達予定金額合計（A）」と一致させること。不一致又は記載がされていない場合は、当該項目及び関連項目は0

点とする。

記載及び内容に関する留意事項	添付資料
(ア) 廿日市市内企業の活用割合とは、一次下請総額に占める、廿日市市内企業への一次下請金額の割合をいう。 (イ) 市内企業とは、建設業許可申請書、別表又は別紙二の「主たる営業所」が廿日市市内にある者をいう。 (ウ) 下請契約とは一次下請との契約のうち、建設業法第2条第4項に係る建設工事を対象とする。したがって、交通誘導員、リース、運搬等に係る契約等は含めない。 (エ) 下請の評価の対象は、一次下請までとする。 (オ) 「市内企業の一次下請予定金額の内訳」及び「市外企業の一次下請予定金額の内訳」の欄の一次下請予定額に指定資材調達予定金額を含む場合は、「うち指定資材調達予定額」の欄に様式第12号の指定資材調達予定金額を記載すること。 (カ) 記載する金額は円単位とし、消費税及び地方消費税を含めないこと。 <u>(注)</u> <u>工事完成時において実際の市内企業施工割合が評価基準の割合を下回る場合は、指名除外措置等を行うことがある。</u>	一次下請予定の市内企業の確認資料として、建設業許可申請書、別表又は別紙二の写し。 <u>(注)</u> <u>主たる営業所の商号又は名称及び所在地が確認できるものであること。</u>

(様式第13号) 企業の地域貢献実績について④

廿日市市内企業からの指定資材調達割合（指定資材調達総額に占める、廿日市市内企業からの調達金額の割合）

※ 様式第13号が未提出の場合は、当該項目及び関連項目は0点とする。

※ 様式第13号の「1 指定資材調達予定金額合計（A）」は、様式第12号・1枚目の「1 入札金額」の「うち指定資材調達予定額」と一致させること。不一致又は記載がされていない場合は、当該項目及び関連項目は0点とする。

記載及び内容に関する留意事項	添付書類
(ア) 指定資材とは、コンクリート製品として「組立マンホール類」、「推進工法用コンクリート管」、鋼材（仮設は除く。）として「推進工法用鋼製さや管類」、その他として「強化プラスチック複合管」とする。 (イ) 市内の資材販売業者からの調達 市内の資材販売業者とは、専業または兼業で資材販売業を営む者（製造業者を含む。）で、かつ、本市内に本店、支店、営業所、工場等を有する者とする。 a 本店：登記簿上の本店 b 支店：廿日市市の令和7・8年度競争入札参加資格者名簿に登載されている営業所等 c 工場：指定資材（原材料・製品）を製造（加工）している工場 ※営業所の場合は、該当営業所との契約であること。 ※工場の場合は、出荷証明等により、市内工場製造分であることが分かること。	不要 ※ ただし、契約締結後に、該当する資材の見積書の写しを提出すること。

※指定資材の購入者は、本工事の元請負人（申請者）に限定せず、一次下請が市内の資材販売業者から調達したのも可とする。 (ウ) 材工一括契約による調達 市内本店・支店業者又は市外業者（資材販売業者であるかは問わない）との一次下請に係る材工一括契約による調達 ※いずれも実際の購入先が市内の資材販売業者であること。また、その調達が確認できる資料（見積書、契約書、領収書等）を提出すること。 ※実際の購入先が材工一括契約の受注者（一次下請負人）と異なる場合は、実際の購入先名を様式第13号の調達先企業名の欄に（ ）書きで併記すること。 (エ) 指定資材は、自社で在庫保有している資材を使用する場合は、評価対象としない。 (オ) 記載する金額は円単位とし、消費税及び地方消費税を含めないこと。 <u>(注)</u> <u>(a) 指定資材調達予定金額は、指定資材に係る金額のみを記載し、施工費等を含めないこと。</u> <u>(b) 当該工事完了後、当該工事の指定資材調達に係る全ての領収が確認できる書類の写しを提出すること。</u> <u>(c) 工事完成時において実際の市内企業からの調達割合が評価基準の割合を下回る場合は、指名除外措置等を行うことがある。</u>	
--	--

（様式第14号）企業の地域貢献実績について⑤

障がい者の雇用

※ 様式第14号が未提出の場合は、当該項目及び関連項目は0点とする。

記載及び内容に関する留意事項	添付資料
障がい者の雇用は、次のいずれかの要件を満たすこと。 (ア) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく障がい者の雇用状況の報告義務がある者で、障がい者を法定雇用率（建設業の除外率を含む。）以上雇用している。 (イ) 障害者雇用促進法に基づく障がい者の雇用状況の報告義務がない者で、障がい者を1名以上雇用している。 <u>(注)</u> <u>報告義務のない事業所にあつては、障がい者の雇用が確認できる書類等の提示を求める場合がある。</u>	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した直近の障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し。

2 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

各評価項目について次の評価基準に基づき審査し、加点するものとする。

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
1 企業の施工能力について	(1) 過去15年間の同種工事の元請施工実績 (種類) 広島県内の公共工事において、管の呼び径 800mm以上かつ、最大スパン長200m以上の下水道推進工事 (一次下請けの実績を含む)	①呼び径800mm以上かつ最大スパン長200m以上の実績あり	2.0	✓2.0
	(2) 令和7・8年度広島県建設工事等入札参加資格者名簿に掲載の当該業種における平均工事成績点又は令和5年度から令和6年度までの間に完成・引渡し完了した廿日市市の当該業種における工事成績評定点の平均点 ※高得点のものを採用	①平均点が80点以上	3.0	✓3.0
		②平均点が77点以上80点未満	2.0	
		③平均点が70点以上77点未満	1.0	
		④平均点が70点未満又は受注なし	0.0	
	(3) 過去2年間の広島県発注工事の当該業種において優良建設工事の表彰に該当又は廿日市市発注工事の当該業種において優良成績者表彰に該当	①広島県の表彰又は廿日市市の表彰に該当あり	1.0	✓1.0
		②該当なし	0.0	
	(4) キャリアアップシステムへの事業者登録	①登録あり	1.0	✓1.0
		②登録なし	0.0	
2 配置予定技術者の能力について	(1) 配置予定技術者の保有する専門資格	①技術士（上下水道部門）	1.0	✓1.0
		②下水道技術検定（第2種技術検定）	0.5	
		③上記以外	0.0	
	(2) 配置予定技術者の過去15年間の監理技術者又は現場代理人としての同種工事の元請施工経験の有無 (同種工事の条件は、1、(1)に同じ) (一次下請けの実績を含む)	①呼び径800mm以上かつ最大スパン長200m以上の実績あり	2.0	✓2.0
		②呼び径800mm以上かつ最大スパン長200m以上の実績なし	0.0	
	(2) 配置予定技術者が過去2年間の広島県の発注工事において当該業種における優秀な技術者の表彰に該当又は廿日市市発注工事の当該業種において優良成績者表彰対象工事かつ工事成績評定点85点以上の工事の監理技術者を担当	①該当あり	1.0	✓1.0
		②該当なし	0.0	
3 地域の精通性について	(1) 廿日市市内における主たる営業所又は委任を受けた営業所の有無（当該業種に係るもの）	①廿日市市内に主たる営業所あり	2.0	✓2.0
		②廿日市市内に委任を受けた営業所あり	1.0	
		③廿日市市内に主たる営業所又は委任を受けた営業所なし	0.0	
	(2) 過去15年間の廿日市市内における同種工事の元請施工実績 (同種工事の条件は、1、(1)に同じ) (一次下請けの実績を含む)	①呼び径800mm以上かつ最大スパン長200m以上の実績あり	2.0	✓2.0
		②呼び径 800mm 以上かつ最大スパン長 200m 以上の実績なし	0.0	
4 企業の地域貢献実績について	(1) 廿日市市との災害協定の締結（公告日現在）	①締結あり	1.0	✓1.0
		②締結なし	0.0	
	(2) 過去5年間の道路維持又は道路除雪の実績（廿日市市内における国、広島県又は廿日市市の契約に係るもの）	①実績あり	1.0	✓1.0
		②実績なし	0.0	
	(3) 廿日市市内企業の活用割合 (一次下請総額に占める、廿日市市内企業への一次下請金額の割合) ※下請金額には指定資材代を含めない ※廿日市市内企業：主たる営業所が廿日市市内にある者 ※廿日市市内企業が元請の場合、自社施工分については、市内企業活用と同等とする	①50%以上	2.0	✓2.0
		②25%以上50%未満	1.0	
		③上記以外	0.0	
	(4) 廿日市市内企業からの指定資材調達割合 (指定資材調達総額に占める、廿日市市内企業からの調達金額の割合) ①登記上の本店 ②入札参加資格者名簿に登録されている廿日市市内の営業所 ③指定資材を製造している工場	①廿日市市内企業からの調達が50%以上	2.0	✓2.0
		②廿日市市内企業からの調達が25%以上50%未満	1.0	
		③上記以外	0.0	
	(5) 障がい者の雇用 (障がい者の雇用状況の報告義務がある者で障がい者を法定雇用率（建設業の除外率を含む。）以上雇用している又は報告義務がない者で障がい者を1名以上雇用している)	①雇用あり	1.0	✓1.0
		②雇用なし	0.0	

(2) 総合評価の方法

ア 価格以外のその他の条件に係る評価項目ごとの技術資料の内容に応じ、加算点を与えるものとする。

なお、標準点（基礎点）を100点とし、加算点の最高点数は22点とする。

イ 総合評価は、標準点（基礎点）と加算点（各評価項目の得点の合計を10点換算）を合計した点数（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

技術評価点 = 標準点（基礎点） + 加算点（価格以外の評価点の合計を10点換算）

評価値 = 技術評価点 / 入札価格（税抜 千円）× 1,000

(3) 落札候補者の決定方法

(2)の「総合評価の方法」によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

(4) 評価を受けた技術者に交代が生じた場合の取扱い

ア 『廿日市市発注の建設工事における技術者等の適正配置について（改正）』に基づいて、入札時に評価を受けた技術者の途中交代を市が認めた場合において、交代した技術者の評価が入札時の得点を満たさず、不履行となった得点が落札決定に影響を及ぼす点数以上であったときは、契約違反として取扱い、1か月（最大12か月）の指名除外措置を行う。

イ 措置の対象とする評価項目（配置予定技術者の能力について）

(ア) 同種工事の元請施工経験

(イ) 継続教育（CPD）の取組状況

(ウ) 技術者の表彰（優良成績者表彰の工事を担当）

(5) 苦情申立等

当該入札において入札に参加した者で、落札者とならなかった者は、様式第15号により落札者として選定されなかった理由の説明を、落札者の公表を行った日の翌日から起算して2日（廿日市市の休日を定める条例（平成元年条例第27号）第1条第1項に規定する市の休日の日数は算入しない。）以内に市長に申し立てることができる。